

岐南町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年1月10日

岐南町農業委員会

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

岐南町においては、都市化や後継者不足等、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、その対策が求められている。

特に、農業就業者の高齢化と後継者不足に伴う農業生産力の低下は慢性的な課題であり、遊休農地の増加といった副次的問題も発生している。

これらの問題を解決するため、従来の兼業農家中心の農業から、生産力のある担い手への農地利用の集積・集約化を推し進めていく必要がある。

については、法第7条第1項に基づき、農業委員が町内の農地の特性に配慮しつつ、この利用の最適化を一体的に進めることができるよう岐南町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する岐阜県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する岐南町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として目指す農地の状況等を示すものであり、町内農地の最適化活動の進捗状況、関連する法令の改正及び他の行政計画の内容等を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地比率(B/A×100)
現状 (令和4年3月)	196ha	0.4ha	0.2%
目標 (令和12年3月)	196ha	0.2ha	0.1%

【目標設定の考え方】

増加傾向にある遊休農地の新規発生を抑制しつつ、遊休農地比率の半減を目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 1年に1回、町内全域を対象とした利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）を実施する。その結果を踏まえ、利用意向調査や農家の個別相談・指導を行う。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地の利用関係の調整や、農地中間管理事業の活用を促進する。
- 農地パトロールの実施時期にかかわらず、町内農地の見回りを日常的に実施し、遊休農地の発生防止、早期発見に努める。
- 農地パトロールで確認された再生利用が困難とみられる農地については、権利関係や所有者の意向、過去の保全状況等の実情を総合的に考慮し、「非農地判断」を行う。
これにより、保全すべき農地の明確化を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

- 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積 (B)	集積率(B/A×100)
現状 (令和4年3月)	196ha	0.45ha	0.23%
目標 (令和12年3月)	196ha	152ha	78%

【目標設定の考え方】

岐阜県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針である、「令和12年までに県内農地78%の集積達成」に準じた目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 農地中間管理機構や農協等と連携し、高齢農業者の農地や、貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、農地中間管理事業の活用を検討するなど、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。
- 地域の農地利用状況を踏まえ、担い手への利用集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整、利用権の再設定を推進する。
- 令和5年度以降、町において策定が義務化される「地域計画」の策定作業及びその計画に基づく活動に対し、農業委員会として町と連携し積極的に取り組む。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

- 担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入数（法人） （新規参入法人取得面積）
現状 （令和4年3月）	0人 （0ha）	0法人 （0ha）
目標 （令和12年3月）	1人 （1ha）	1法人 （1ha）

【目標設定の考え方】

参入者獲得のための情報収集や、課題の把握等、誘致のための土台の形成を行うためには中長期的な活動が必要であることを見据え、令和12年までに1人・1法人という目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。
- 市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。
- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

- 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおり。